

居宅介護支援 訪問型/通所型サービス(総合事業)

指定申請ガイドブック

米子市長寿社会課

担当窓口

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市福祉保健部長寿社会課 介護保険第二担当

TEL : 0859-23-5104

FAX : 0859-23-5012

Eメール : choju@city.yonago.lg.jp

R7.1 作成

居宅介護支援・訪問型/通所型サービス（総合事業） 開設希望の方へ

1. 概要

（１）居宅介護支援の指定について

事業所開設をお考えの際には、まずは米子市長寿社会課の担当までご相談ください。介護予防支援（要支援者対象）も同時に検討される場合には、本紙と異なるスケジュールがございますので、早めにご相談ください。

（２）訪問型/通所型サービス（総合事業）の指定について

要支援者を対象とした訪問型サービス/通所型サービス（従前介護予防訪問介護/介護予防通所介護）（以下、総合事業）の事業所開設をお考えの際に、要介護者へのサービス提供も行う場合には、鳥取県の指定手続きも必要になりますので、鳥取県との協議も同時に進めるようお願いいたします。

要介護者へのサービス提供を行わない場合、または通所型サービスと同時に地域密着型通所介護の事業所開設をお考えの場合は、鳥取県との協議はありませんので、米子市長寿社会課の担当までご相談ください。

2. 指定の流れについて

- ① 事前相談 （法人→市）
- ② 「指定事前確認届出書」の提出 （法人→市）
- ③ 事前協議（質疑応答、指導、助言） （法人⇄市）
- ④ 「指定申請書」一式提出 （法人→市）
- ⑤ 現地確認 （市→法人）
- ⑥ 指定書通知 （市）
- ⑦ 指定（事業開始） （法人）

※協議内容、状況により前後する可能性があります。

3. 指定に関する様式について

手続きに必要な様式については、米子市長寿社会課のホームページ「介護保険関係様式」に掲載しています。ダウンロードしてご使用ください。※書類はすべて押印不要です。

トップ > 市の組織 > 福祉保健部 > 長寿社会課 > 介護保険・介護認定に関すること > 介護保険関係様式

4. 指定の事前相談・事前協議について

指定手続きの円滑な実施及び指定事業者の基準等に適合した適正な運営の確保を図るため、開設しようとする者と市との間で事前に協議を行います。

指定の希望があれば、まずは「指定事前確認届出書」を提出してください。

その後に、指導・助言等行いながら、指定申請書一式を作成いただきます。協議によっては相当の時間を要しますので、余裕を持ってご相談ください。

また別紙、「米子市介護保険事業所新規申請時チェックポイント（申請書以外）」を用意していますので、必ず確認いただくようお願いします。

5. 指定申請スケジュール

指定申請の相談は随時受付しております。

指定希望日の1ヶ月前までに指定申請書一式（添付書類含む）のご提出が必要です。

※指定申請締切日の時点で申請書類が不備なく揃っていることが必要です。

※指定日は原則1日付けで行います。

例：指定日を6月1日希望とした場合

⇒事前相談・協議	指定申請書提出	指定
随時	5月1日まで	6月1日

※例は最短でのスケジュールですので、進捗次第では指定日が遅れることがあります。

6. 指定後の取扱いについて

（1）指定更新

指定の有効期間（通常6年間）以降も事業を継続するためには新規指定を受けたときと同様の指定更新申請が必要です。期限の到来する事業所には期限までに通知を行っています。通知の内容に従い、手続きをお願いします。

（2）変更届出

事業所、または事業者の内容に変更が生じた場合、変更が発生した日から10日以内に変更届を提出する必要がありますので、遅滞なく届け出てください。変更に伴い、各指定基準に違反が生じないか、変更を行うまでに十分に検証してください。

（3）休止・再開・廃止届出

事業を休止・廃止するとき、または休止した事業を再開するときは、1ヶ月前を目途に届け出てください。休止期間は最大1年間とし、1年後に必要であれば再度休止届出を行ってください。また、休止中に指定期限日が到来すると、指定の効力を失うことになります。

(4) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算・減算）

新たに加算を算定する場合、または区分を変更する場合は届け出てください。加算を取得する場合、届出が必要な加算については前月の15日が提出締切日になりますので、ご注意ください。また、減算の場合は、速やかに加算変更の届出を行い、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、その算定を行わないでください。

7. 訪問型/通所型サービス（総合事業）に必要な米子市の情報等について

総合事業は各市町村が要件等を整備し実施する地域支援事業です。

米子市での実施にあたり、必要な情報（実施要綱、サービスコード等）を米子市長寿社会課ホームページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

トップ > 市の組織 > 福祉保健部 > 長寿社会課 > 介護保険・介護認定に関すること > 介護予防・日常生活支援総合事業

8. よくある質問集

Q1	相談・申請は予約が必要ですか。
A1	必要です。電話またはメールであらかじめご予約ください。 長寿社会課介護保険第二担当 TEL:0859-23-5104 Eメール: choju@city.yonago.lg.jp
Q2	協議書類、申請書類は郵送、Eメールでも提出できますか。
A2	指定申請書一式は原則窓口持参にて受け付けます。協議書類に関しては、郵送、Eメールでも受付は可能ですが、協議内容によっては来庁を依頼しますので、ご承知ください。一般的な質問などはEメールを活用いただければご回答いたします。
Q3	申請書の提出後、指定されるまでの間に、申請内容と異なる状況になったのですが、どうすればよいですか。
A3	早急に担当窓口へご連絡ください。状況によっては、一旦申請を取下げて、改めて申請書を提出されることもご検討ください。
Q4	指定申請時には体制が整わないのですが、指定予定日までに体制を整えれば問題ないですか。
A4	指定申請時点で体制等要件が整っていることが必要です。体制等が整わないと申請をすることができません。
Q5	事業について、素人なのですが、なんでも相談に乗ってもらえますか。
A5	長寿社会課では、介護保険に関わること（介護保険法上）で指導・助言を行います。その他の、介護保険法以外の法令に関わることについては専門機関等にお尋ねください。例えば、収支計画、会計処理などについてのご質問等は、金融機関、税務署、税理士事務所などの専門機関等にご相談されることをおすすめします。